

# 社会福祉法人浴風会定款（抜粋）

## 第1章 総 則

### （目 的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
- (チ) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (リ) 認知症介護研究・研修東京センターの経営

### （名 称）

第2条 この法人は、社会福祉法人浴風会という。

### （経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、

効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号に置く。

## 第9章 公益を目的とする事業

(種 別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センターの経営

(2) 居宅介護支援事業

(3) 介護人材の育成事業

(4) 小規模型事業所内保育事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第10章 収益を目的とする事業 (種 別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸業

(2) 駐車場経営業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。